

第1回 霧島市総合計画審議会

令和4年7月7日

霧島市企画政策課

本日の内容

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 霧島市総合計画審議会の概要
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議事
 - (1) 第二次総合計画の概要
 - (2) 後期基本計画策定に係る基本的な考え方
 - (3) 策定作業の進捗状況
 - (4) 今後のスケジュール
 - (5) その他
- 7 事務連絡
- 8 閉会

霧島市総合計画審議会の概要

1 設置根拠(条例第7条関係)

霧島市総合計画策定条例に基づく審議会

2 目的(条例第4条関係)

基本構想及び基本計画を策定・変更する際の市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を市長に答申していただきます。

3 組織(条例第8条関係)

審議会は、「公共的団体等の長」「学識経験者」「その他市長が必要と認める者」の15人以内で組織されます。

4 任期(条例第9条関係)

諮問に係る審議及び答申が終了するまでの間となります。
(令和4年6月1日～令和5年3月31日を予定)

5 会長及び副会長(条例第10条関係)

会長1人及び副会長1人を委員の互選により選出します。会長は、会務を総理し会議の議長となります。会長が欠けたときは副会長が職務を代理します。

霧島市総合計画審議会の概要

6 会議(条例第11条関係)

審議会は会長が招集し、委員の半数以上(8人以上)の出席で会議が成立します。

7 審議会の開催回数

本日の会議を含めて5回の予定です。(7/7、8/25、10/27、2/2、3/9)

8 会議及び会議録の公開

「霧島市附属機関等の会議の公開に関する指針」により、会議は原則公開とし、要約した会議録を市ホームページで公開します。(発言者名は非公開)

9 報酬及び旅費の支給

会議に出席した場合、報酬及び旅費を口座振込により支給します。

霧島市総合計画審議会の概要

○霧島市総合計画策定条例（平成30年1月12日）

（目的）

第1条 この条例は、総合計画の基本的事項を明らかにするとともに、総合計画の策定手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来の目指すべき都市像及びこれを実現するための基本方針を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう。

（総合計画の策定）

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

（諮問）

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、あらかじめ霧島市総合計画審議会に諮問するものとする。

（議会の議決）

第5条 市長は、前条に規定する諮問を経て、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

（公表）

第6条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

（設置）

第7条 第4条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、霧島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

（任期）

第9条 委員の任期は、諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

（会長及び副会長）

第10条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第11条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

本日の内容

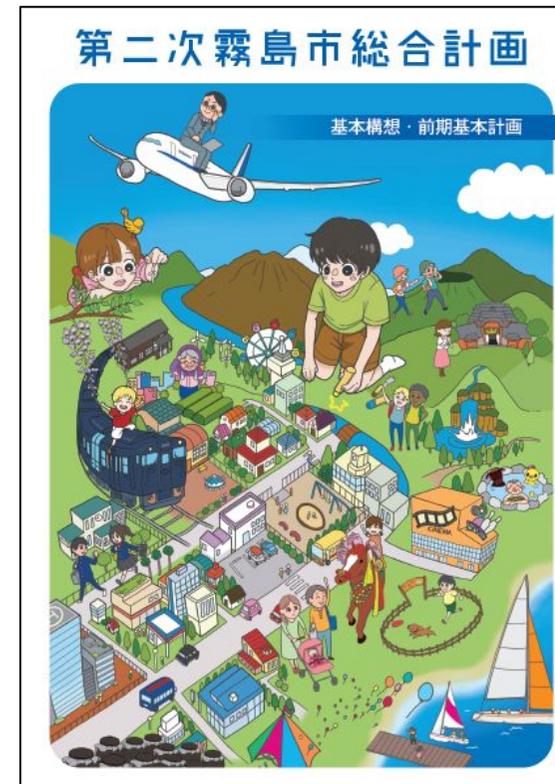
- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 霧島市総合計画審議会の概要
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議事
 - (1) 第二次総合計画の概要
 - (2) 後期基本計画策定に係る基本的な考え方
 - (3) 策定作業の進捗状況
 - (4) 今後のスケジュール
 - (5) その他
- 7 事務連絡
- 8 閉会

第二次総合計画の概要

計画の位置付け

●総合計画とは、将来、霧島市をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどのようなことを実行していくのかを、総合的・体系的にまとめたもの。都市計画、環境、観光、教育、福祉などの全ての施策の基本となるもので、いわば霧島市の「まちづくりを進めていくための羅針盤」といえる。

●平成23年の地方自治法改正により、**総合計画策定の法的義務はなくなったものの**、まちづくりの指針となる計画は必要であることから、**霧島市総合計画策定条例を制定し**、平成30年3月に計画期間を10年とする第二次霧島市総合計画を策定した。



第二次総合計画の概要

計画全体の構成

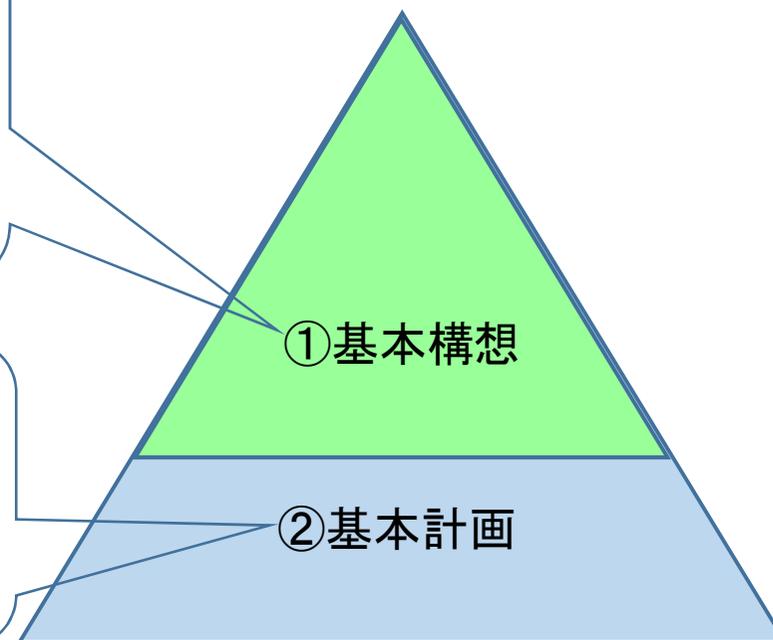
第二次霧島市総合計画は「**基本構想**」「**基本計画**」の2層制で構成している。

①基本構想(10年)

10年後にどのようなまちになるのが望ましいか、そのために、どのような考え方でまちづくりを進めていくのかなど、まちづくりの「基本理念」と市の「将来像」、これを実現するための「基本方針(6政策)」等を示すもの。

②基本計画(前期5年、後期5年)

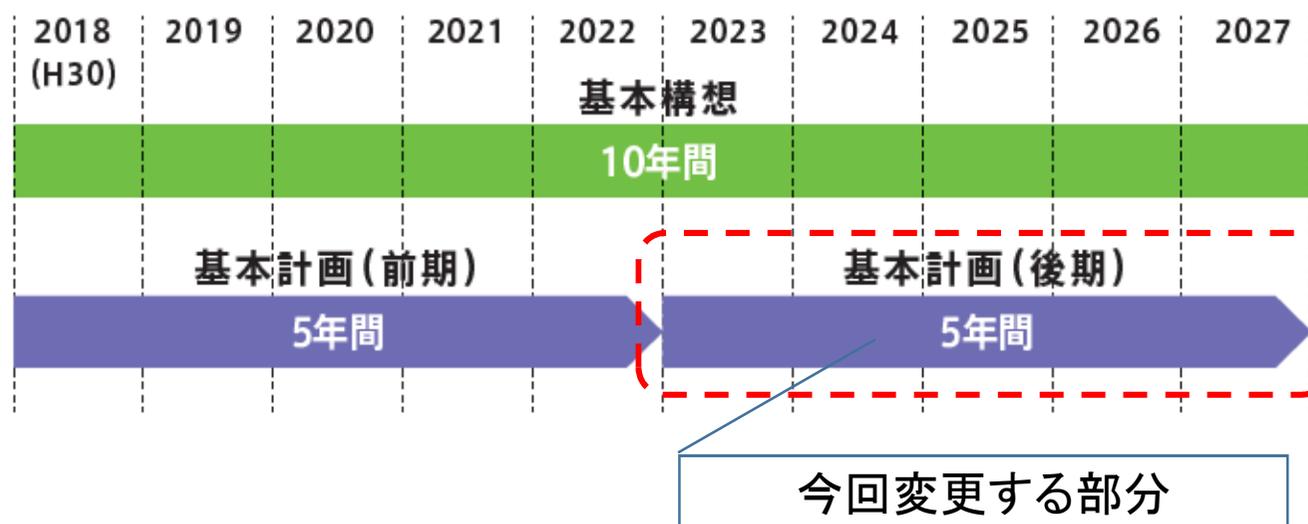
基本構想を実現していくには、どのような課題があり、それをどのように解決していくのかなど、基本方針(6政策)を達成するための施策の体系を示すもの。



第二次総合計画の概要

計画の位置付け

- **基本構想は**、10年先を見据え、総合計画審議会や市議会、市民意識調査やワークショップ、パブリックコメントなどを経て策定されたものであることから**変更しない**。
- **基本計画(前期)**は、今年度(2022年度)に終期を迎えるため、**後期の基本計画**を策定する必要がある。



第二次総合計画の概要

基本構想の構成

基本構想は、「基本理念」「将来像」及び「6つの政策」で構成している。

基本理念

世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市

将来像

人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう 多機能都市

6つの政策

にぎわい	産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくり
くらし	みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり
やさしさ	誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくり
はぐくみ	社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくり
きょうどう	市民とつくる協働と連携のまちづくり
しんらい	信頼される行政経営によるまちづくり

第二次総合計画の概要

基本構想の構成

基本理念

世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市

近年、国や地域を越え、人・モノ・情報等の移動が世界的に拡大しています。

本市に所在する鹿児島空港は、ソウル線、上海線、台北線、香港線が定期運行され、アジア・世界とつながっており、加えて、近年の経済のグローバル化は、観光資源や農林水産物などの本市の素材を海外へ売り込む好機でもあります。

また、ICTは劇的に進展を遂げ、世界全体に急速に浸透し、地域経済においても、スマートフォン等の携帯端末を中心に人々の生活や仕事に大きな変化をもたらしています。

このような状況や政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の内容等を踏まえ、空港や高速道路、鉄道を有する交通の要衝としての本市の優位性を生かすとともに、成長著しいICT化の流れに対応した戦略的なシティプロモーションの推進により、「**世界にひらく都市**」を目指します。

さらに、本市は、日本で最初に国立公園に指定された霧島山や天降川をはじめとする大小の河川、その流域に広がる豊かな田園などの風光明媚な自然、多くの歴史的文化遺産と伝統に支えられた特色ある文化を有しています。

これらの自然や歴史・文化を、貴重な財産として次世代に着実に継承するため、今後も適切な保全に努めるとともに、教育、産業振興などの各分野の施策に積極的に活用し、本市の未来を担う郷土愛豊かな人材の育成や地域特性を生かしたまちづくりを推進することにより、「**人と自然・歴史・文化がふれあう都市**」を目指します。

第二次総合計画の概要

基本構想の構成

将来像

人にやさしく 人をはぐくむ 一人ひとりが輝きにぎわう 多機能都市

本市は、2008(平成20)年3月に策定した第一次霧島市総合計画において、まちの将来像である「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」を掲げ、その実現を目指し諸施策に取り組んできました。その結果、これまでも多くの人が集まり、そこに暮らす人の活力によってまちの魅力が形成されてきました。“まちづくりは人づくり”と言われるように、まちは人によって成り立ち、人が主役であり、この視点は今後も引き継いでいくべきものと考えます。

その上で、このまちに暮らす人が、生まれ育った郷土に誇りを持ち、ずっと住み続けたいと思えるように、また、更に多くの人がこのまちを訪れることを目指し、本市の強みに目を向け、新しい視点を示しながらまちづくりを進めていくことが求められます。

多くの人を訪れが、まちに「**にぎわい**」をもたらします。人が安全・安心な「**くらし**」を享受し、人と人とのつながりを通じた支え合いの中から「**やさしさ**」が生まれ、家庭、地域、学校など様々な場面において人を「**はぐくみ**」、持続可能なまちが創造されます。

そのため、市民や企業・NPOなどの様々な主体がそれぞれの役割を担い、知恵を出し合いながら、人と人とがともに地域の課題解決に取り組む「**きょうどう**」のまちづくりを進めるとともに、これまで以上に、市民に「**しんらい**」される行財政運営に努めます。

第二次総合計画の概要

基本構想の構成

6つの政策

政策 1 にぎわい 産業の活力があふれ、 交流と賑わいが生まれるまちづくり

本市は、鹿児島県本土のほぼ中央部に位置し、空港や高速道路、鉄道を有する交通の要衝です。この地域特性を生かし、本市が有する多様な観光資源の更なる磨き上げや、観光振興やまちづくり等の多角的な視点から、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを構築することにより、国内外から多くの人々が訪れ、人々が行き交うまちを創造します。

また、本市は、先端技術産業を中心とする製造業、茶や畜産物に代表される農林水産業、旅館・ホテルなどの観光業、多種多様な商店による商業などが営まれており、これらの経済活動が活発に行われることで、雇用が生まれ、市民が安心して住み続けられる環境が創出されます。そのため、創業しやすい環境整備や地場産業の競争力強化を図るとともに、社会経済環境の変化やニーズに対応した企業誘致を進めることにより、働く場の確保と若者の地元への就職率の向上を図ります。

さらに、農林水産業の経営基盤を強化し、担い手の確保・育成による強い農林水産業を育成するとともに、本市の恵まれた地域特性を生かした6次産業化やブランド化の推進による農林水産物の付加価値向上、地産地消及び地産外消を推進することにより、産業の活力があふれ、交流と賑わいが生まれるまちづくりに取り組みます。



政策 2 暮らし みどりあふれる 快適で暮らし続けたいまちづくり

本市は、日本で最初に国立公園に指定された霧島山、霧島山系から裾野、平野部を経て錦江湾まで流れる清く豊かな天降川をはじめとする大小199の河川、その流域に広がる田園など、風光明媚な自然に恵まれています。これに加え、空港や高速道路、鉄道などの広域的な交通網が整備され、利便性の高い都市機能を有したまちです。

この地域特性を生かし、今後、更に、道路、住宅、上下水道及び河川高規格プロードバンドの整備などの生活基盤の充実を図るとともに、ごみの減量化・資源化や環境美化活動などにより、環境負荷の低減や自然環境の保全を進め、都市と自然との調和を将来にわたって持続発展させていきます。

また、誰もが安全で安心な生活が送れるように、災害に強い防災基盤の整備や救急・救助体制の充実、交通安全・防犯対策及び健全な消費生活の推進を図り、市民一人ひとりが日頃から互いに声をかけ合い、地域で助け合えるしくみを構築するとともに、関係機関との連携により防災力・防犯力を高め、みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくりに取り組みます。



政策3～6は次頁

第二次総合計画の概要

政策 3 やさしさ 誰もが支えあいながら 生き生きと暮らせるまちづくり

我が国では、都市化や核家族化、少子化が進み、一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増加するなど、家族構成や家族の役割が大きく変わってきています。2025年には、いわゆる「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上になると予測されており、高齢化に伴う医療や介護の需要が更に増加することが見込まれます。

このような状況の中、様々な立場の地域住民が役割を分担し、支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的な福祉サービスと融合した、地域における包括的な支援体制を構築していきます。

また、活力ある地域社会を築いていくためには、市民が生涯にわたって心身ともに健康であることが重要であることから、ライフステージや個人の健康状態に応じた健康づくりや病気の予防を支援し、市立医師会医療センターにおける機能拡充などにより、保健・医療体制の充実を図ります。

さらに、妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援により、誰もが安心して子どもを産むことができ、子育てに幸せや楽しさを実感できる環境を整備するとともに、共生社会の実現に向けた障がい児(者)の支援の充実を図り、誰もが支えあいながら生き生きと暮らせるまちづくりに取り組みます。



政策 4 はぐくみ 社会を生き抜く力と生涯を通じて 学びあう力を育むまちづくり



本市の児童生徒数は、一部の小中学校では増加しているものの、その多くは減少傾向にあります。また、学校を取り巻く環境は、グローバル化に対応した小学校における英語の教科化や、不登校及び特別な配慮を要する児童生徒への対応など、ますます多様化・多様化しています。

このような中、本市は、学校・家庭・地域社会・企業等がそれぞれの役割を担い連携しながら、特色ある開かれた学校づくりを進めるとともに、安全で安心して学べる教育環境の整備や自他への生命

を尊重する安全教育を推進します。

また、本市特有の文化の継承・創造に努めながら、誰もが生きがいをもって健全に過ごせるよう、様々な学習環境を整備するとともに、それぞれの世代に応じた学習機会をあらゆる機会を通じて提供します。

これらを通じ郷土を愛し、確かな学力と体力、思いやりの心と高い志を有する児童生徒を育てるとともに、市民の様々な学習活動、スポーツ・レクリエーション活動などへの積極的な参加を促し、社会を生き抜く力と生涯を通じて学びあう力を育むまちづくりに取り組みます。

政策 5 きょうどう 市民とつくる 協働と連携のまちづくり

高齢化や人口減少の進展に伴う担い手不足や、個人の価値観やライフスタイルの変化に伴う市民ニーズの多様化・複雑化などにより、行政が担ってきた公共サービスを行政だけで維持することは困難な状況になっています。

このような中、市民一人ひとりが、人権尊重の観点から多様な考え方を認め合い、地区自治公民館や自治会をはじめ、企業やNPOなど、様々な主体との連携により、相互に補完し合いながら、市民主体のまちづくりを展開するとともに、グローバル化の進展を踏まえ、国内外の姉妹都市等との交流を通じ相互理解を深め、国際的に活躍できる人材の育成を図ります。

圏外・半人地区の市街地に人口が集中する一方で、溝辺・福川・牧園・霧島・福山地区では人口減少が進行している状況です。このような状況を踏まえ、地域を元気にする人材を育成するとともに、移住定住の促進をはじめとした交流人口の拡大等を通じ、活力ある地域づくりを推進します。

また、霧島ジオパークは、今後、ユネスコ世界ジオパーク認定を視野に、自然保護・教育・防災・観光などの様々な関係機関と協力しながら、地域の持続可能な発展を目指したジオパーク活動を推進します。

さらに、環県会議や鈴江満美会議などにおける広域行政の推進、企業・学術機関・金融機関等との積極的な連携を図るとともに、本市のブランド力を高めるシティプロモーションと連動した戦略的かつ産業機動的な取組の強化を図ることにより、市民とつくる協働と連携のまちづくりに取り組みます。



政策 6 しんらい 信頼される 行政経営によるまちづくり

少子高齢化に伴う人口構造の変化等に伴い、市税収入をはじめとする行政運営のための資源は現在より減少していくことが見込まれる一方、社会保障関係経費や一斉に更新時期を迎える公共施設の維持、更新に係る費用負担の増加等、本市を取り巻く財政状況はより厳しさを増しています。

このような中、増大する行政需要に的確に対応していくため、限られた行政資源の中で、市民ニーズに対応した効果的かつ効率的な行政経営を行い、これまでの「量」の改革に加え、「質」の改革にも重点を置き、前例にとらわれない柔軟な行政経営に取り組みます。

また、将来にわたって安定的な行政サービスを提供するため、あらゆる角度から自主財源の確保に努め、限られた歳入を効果的かつ効率的な歳出に転換する仕組みを強化することにより、持続可能な財政基盤を構築します。

さらに、市民の市政や議会に対する理解と信頼を深めるため、市及び議会が保有する情報を適切に市民へ提供し、情報の共有化を進めるとともに、職員一人ひとりが、市民の声に耳を傾け、積極的な姿勢を持って自らの能力を高めていけるよう人材育成を推進することにより、信頼される行政経営によるまちづくりに取り組みます。



第二次総合計画の概要

基本計画の施策体系

基本構想 (10年)		前掲基本計画 (5年)			
基本事項	政策 6	施策 26	基本事業 87		
「人にやさしく、世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」 「一人ひとりが輝きにぎわう多機能都市」	1 「にぎわい」 産業の活力がある、 文化と歴史がふれあう まちづくり	1.1 地域経済を支える加工業の振興 1.2 強みを生かした企業数増と雇用の促進 1.3 活力ある農・林・水産業の振興 1.4 地域特性を生かした観光の振興 1.5 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築	01 加工業の育成・支援 02 展開しやすい環境整備 03 企業機軸の推進 04 多様な人材を定めた雇用の促進 05 農林水産業の 産地基盤の整備 06 国内外の観光客の誘致 07 統合的な公共交通の 連携の強化 08 バス交通の利便性向上と公平な運行	01 展開しやすい環境整備 02 多様な人材を定めた雇用の促進 03 農山漁村の振興 04 農林水産業の振興力の向上 05 観光客の誘致と滞在の促進 06 公共交通の利便性向上と公平な運行	
	2 「くらし」 みどりあふれる 快適で暮らしやすい まちづくり	2.1 人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成 2.2 地域にやさしい循環型社会の形成 2.3 快適生活の基盤づくりの推進 2.4 地域特性に応じた魅力ある景観の形成 2.5 避難管理・防災力の充実と防災意識の向上 2.6 市民生活の安全性の向上	2.1 人と自然が共生し快適で良好な生活環境の形成 2.2 地域にやさしい循環型社会の形成 2.3 快適生活の基盤づくりの推進 2.4 地域特性に応じた魅力ある景観の形成 2.5 避難管理・防災力の充実と防災意識の向上 2.6 市民生活の安全性の向上	09 自然環境の保全 10 大気・音環境の保全 11 水環境の保全 12 生物多様性の保全 13 環境保全意識の向上 14 緑地の確保・創出・活用 15 水環境の保全 16 地盤環境の保全 17 地盤環境の保全 18 安全で安心な防災体制の構築 19 防災力の向上 20 防災力の向上	09 自然環境の保全 10 大気・音環境の保全 11 水環境の保全 12 生物多様性の保全 13 環境保全意識の向上 14 緑地の確保・創出・活用 15 水環境の保全 16 地盤環境の保全 17 地盤環境の保全 18 安全で安心な防災体制の構築 19 防災力の向上 20 防災力の向上
	3 「やさしさ」 誰もが笑顔あふれる まちづくり	3.1 健康づくりの推進と健康増進の充実 3.2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実 3.3 学びあふ地域を創出し、暮らしやすいまちづくりの推進 3.4 社会福祉施設に切れ目のないサービス 3.5 社会福祉制度の円滑な運営	3.1 健康づくりの推進と健康増進の充実 3.2 安心して子どもを産み育てられる環境の充実 3.3 学びあふ地域を創出し、暮らしやすいまちづくりの推進 3.4 社会福祉施設に切れ目のないサービス 3.5 社会福祉制度の円滑な運営	21 健康増進の推進 22 子育て支援の推進 23 高齢者の生活の充実 24 障がい者の自立支援 25 社会福祉制度の円滑な運営	21 健康増進の推進 22 子育て支援の推進 23 高齢者の生活の充実 24 障がい者の自立支援 25 社会福祉制度の円滑な運営
	4 「はくくみ」 社会を元気にし、 学びあふまちづくり	4.1 立志と将来への準備を育む学校教育の充実 4.2 多様な学びも支援する社会教育の充実 4.3 学びあふまちづくりの推進 4.4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進	4.1 立志と将来への準備を育む学校教育の充実 4.2 多様な学びも支援する社会教育の充実 4.3 学びあふまちづくりの推進 4.4 スポーツを楽しむ環境づくりの推進	26 学校教育の充実 27 社会教育の充実 28 スポーツの推進 29 スポーツの推進	26 学校教育の充実 27 社会教育の充実 28 スポーツの推進 29 スポーツの推進
	5 「きょうどう」 自然とつながる 環境と自然の まちづくり	5.1 市民参加でつなげる地域社会の形成 5.2 人材の育成と男女共同参画の推進 5.3 活力ある地域づくりの推進 5.4 市の活力と調音を高めるまちづくりの推進	5.1 市民参加でつなげる地域社会の形成 5.2 人材の育成と男女共同参画の推進 5.3 活力ある地域づくりの推進 5.4 市の活力と調音を高めるまちづくりの推進	30 市民参加の推進 31 人材育成の推進 32 中山間地域の活性化 33 シオパーク活動の推進 34 地域行政の推進 35 シオパーク活動の推進	30 市民参加の推進 31 人材育成の推進 32 中山間地域の活性化 33 シオパーク活動の推進 34 地域行政の推進 35 シオパーク活動の推進
	6 「しんらい」 創られる行政サービスによる まちづくり	6.1 市民の視点に立った行政サービスの提供 6.2 市民参加によるまちづくりの推進	6.1 市民の視点に立った行政サービスの提供 6.2 市民参加によるまちづくりの推進	36 市民参加の推進 37 市民参加の推進 38 市民参加の推進 39 市民参加の推進 40 市民参加の推進	36 市民参加の推進 37 市民参加の推進 38 市民参加の推進 39 市民参加の推進 40 市民参加の推進

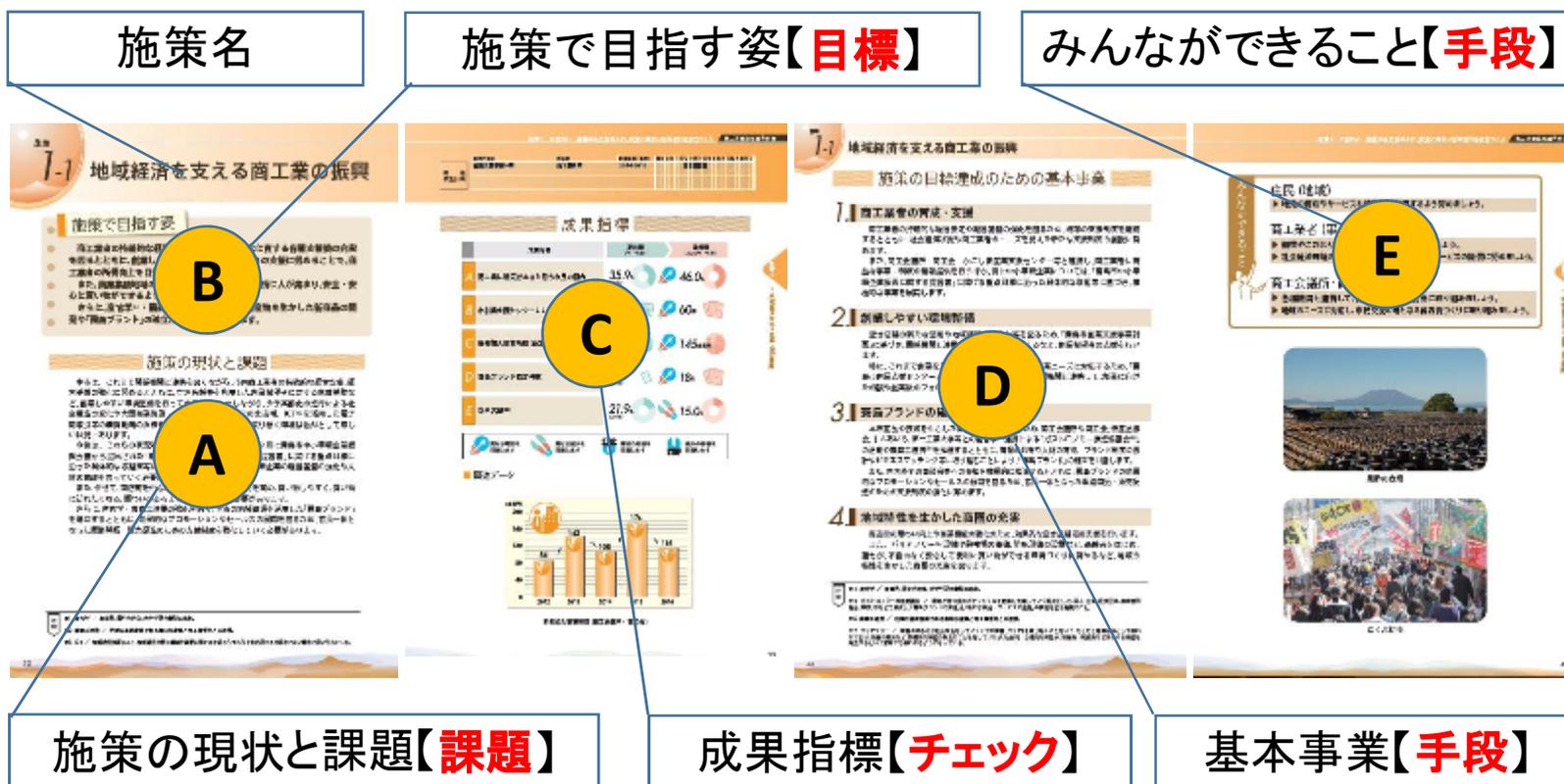
施策(26)
6つの政策を実現するための課題。

基本事業(87)
施策を解決するための具体的取組。

第二次総合計画の概要

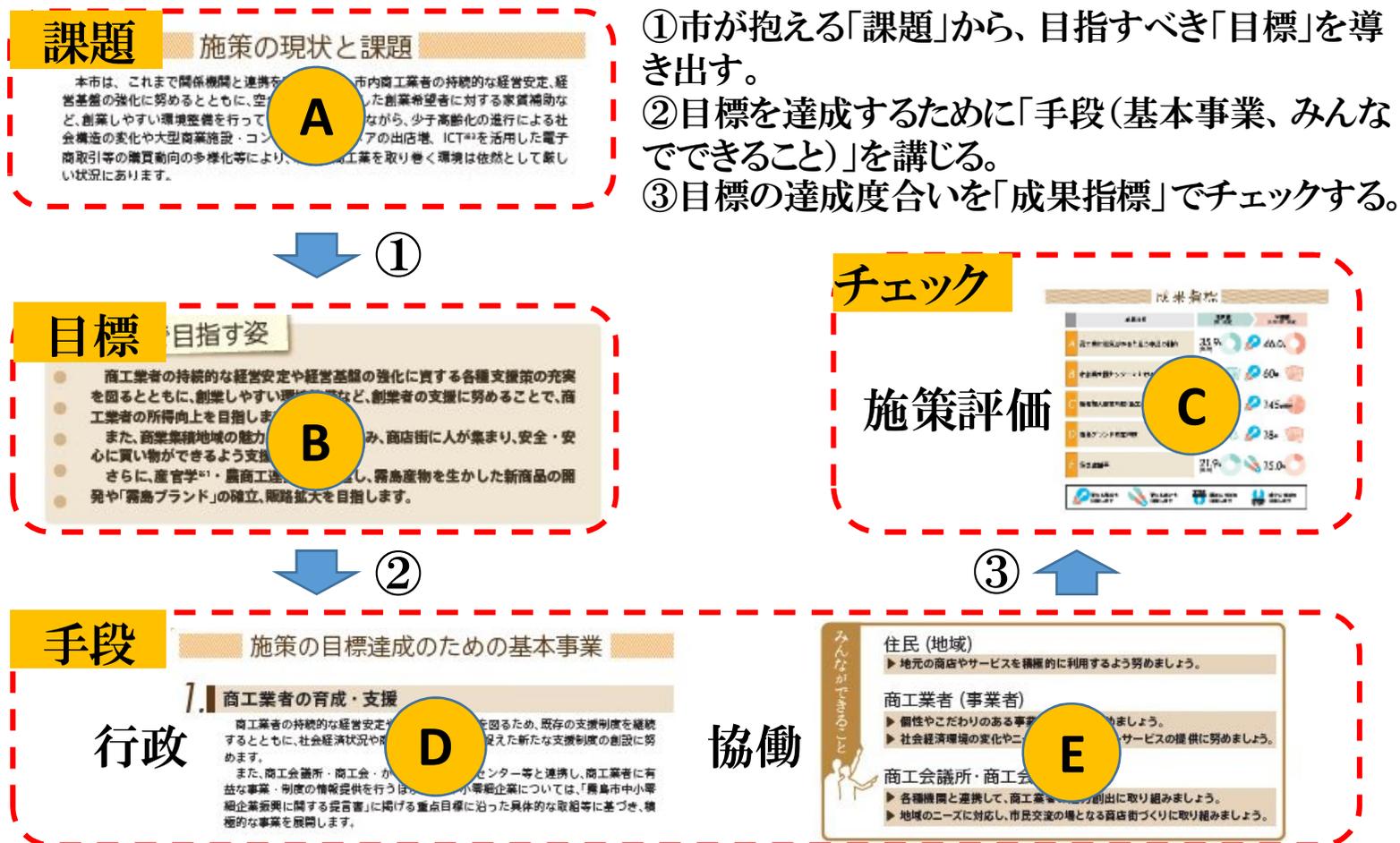
基本計画書の見方

ひとつの施策を4ページで構成している。



第二次総合計画の概要

基本計画書の見方

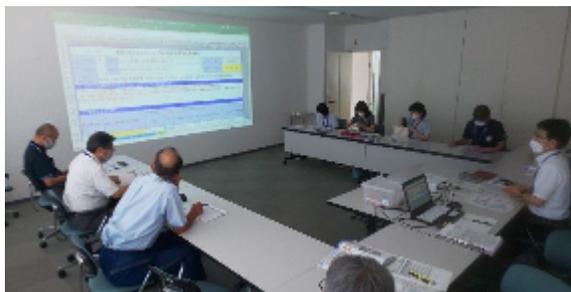


第二次総合計画の概要

施策評価

●進行管理に当たっては、単に、事業の進捗率や整備率などの事業の活動量をあらわす項目だけではなく、事業の対象(人やモノ)が“どういう状態になるのが望ましいのか”という視点を取り入れ、**事業の効果について評価を実施。**

●毎年度、評価を実施し、**その結果を次年度以降の事業に生かすとともに、市ホームページで公表**することで、市民の立場に立った行政運営の実現と透明性の確保に努めている。



2019年度 施策マネジメントシート (2018年度目標達成率評価)										
政策体系	政策No.	政策名	実施方針	施策幹事課						
経済	1	とっぴい(商業)の活力あふれ、交配(賑わい)が生まれるまちづくり		施策幹事課						
経済	1	地域経済を支える商工業の振興		施策幹事課長名						
施策	1 施策の目標(数値目標・達成率)における数値の方向 <small>商工業者の持続的な経済安定や経営基盤の強化に資する各種支援策の充実に伴って、創業に資する情報提供など、創業支援に努めること、商工業者の所得向上を図ります。 また、商業集積地域の魅力づくりに取組み、商店街に人が集まり、安全・安心・楽しい物ができると支援します。 さらに、商工業・商工業者を増進し、露店商物を生かした新商品・開発や「露店ブランド」の確立、販路拡大を目指します。</small>									
達成率		△目標達成(100%以上)		△目標未達成(100%未満)						
達成率	目標達成(100%以上)	目標未達成(100%未満)	単位	区分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	目標達成の状況
A	商工業に活気があるまちの市民の割合	%			2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	定なる増加 と目標。ま
B	中創業支援センターにおける創業相談件数	件			2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	定なる増加 と目標。ま
C	新規加入事業所数(商工会・商工会)	事業所			2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	定なる増加 と目標。ま
D	露店ブランド認定件数	件			2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	定なる増加 と目標。ま
E	空き店舗率	%			2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	2018年度 2019年度 2020年度 2021年度 2022年度	定なる減少 と目標。ま
2019年度 基本事業マネジメントシート (2018年度目標達成率評価)										
政策体系	政策No.	基本事業名	基本事業	基本事業						
経済	1	商工業者の育成・支援	基本事業	主担 協働						
1 施策の目標(数値目標・達成率)における数値の方向 <small>商工業者の持続的な経済安定や経営基盤の強化に資するため、既存の支援制度を継続するとともに、社会経済状況や商工業者のニーズを捉えた新たな支援制度の創設に努めます。 また、商工会議所・商工会へ対し、創業支援センター等と連携し、商工業者に有益な事業・制度の情報提供を行います。特に中小等細企業については、「露店市中小等細企業振興」に関する提言書に掲げる重点目標に沿った具体的な取組等に基づき、積極的な事業を展開します。</small>										
2 施策の目標(数値目標・達成率)における数値の方向 <small>商工業者の持続的な経済安定や経営基盤の強化に資するため、既存の支援制度を継続するとともに、社会経済状況や商工業者のニーズを捉えた新たな支援制度の創設に努めます。 また、商工会議所・商工会へ対し、創業支援センター等と連携し、商工業者に有益な事業・制度の情報提供を行います。特に中小等細企業については、「露店市中小等細企業振興」に関する提言書に掲げる重点目標に沿った具体的な取組等に基づき、積極的な事業を展開します。</small>										
3 施策の目標(数値目標・達成率)における数値の方向 <small>商工業者の持続的な経済安定や経営基盤の強化に資するため、既存の支援制度を継続するとともに、社会経済状況や商工業者のニーズを捉えた新たな支援制度の創設に努めます。 また、商工会議所・商工会へ対し、創業支援センター等と連携し、商工業者に有益な事業・制度の情報提供を行います。特に中小等細企業については、「露店市中小等細企業振興」に関する提言書に掲げる重点目標に沿った具体的な取組等に基づき、積極的な事業を展開します。</small>										
4 施策の目標(数値目標・達成率)における数値の方向 <small>商工業者の持続的な経済安定や経営基盤の強化に資するため、既存の支援制度を継続するとともに、社会経済状況や商工業者のニーズを捉えた新たな支援制度の創設に努めます。 また、商工会議所・商工会へ対し、創業支援センター等と連携し、商工業者に有益な事業・制度の情報提供を行います。特に中小等細企業については、「露店市中小等細企業振興」に関する提言書に掲げる重点目標に沿った具体的な取組等に基づき、積極的な事業を展開します。</small>										

本日の説明内容

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 霧島市総合計画審議会の概要
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議事
 - (1) 第二次総合計画の概要
 - (2) 後期基本計画策定に係る基本的な考え方
 - (3) 策定作業の進捗状況
 - (4) 今後のスケジュール
 - (5) その他
- 7 事務連絡
- 8 閉会

後期基本計画策定に係る基本的な考え方

策定の方針

- 総合計画の前半に当たる「前期基本計画」の計画期間が令和4年度末に終了するため、**前期基本計画の後継となる「後期基本計画」を策定する。**計画期間は、総合計画の後半に当たる令和5年～9年の5年間とする。
- 霧島市ふるさと創生総合戦略(第3期)を、後期基本計画に統合する。**メリットは、総合計画と総合戦略との関係性が明確になり、本市が直面する人口減少という大きな課題に対する方向性や取組も分かりやすく、説明しやすくなること。

霧島市ふるさと創生総合戦略とは

まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、本市における地方創生の基本的方向性(主に「人口減少対策」)を定めるもの。総合計画の内容に即し、国県のまち・ひと・しごと創生総合戦略の内容を勘案して策定する。

市の重要課題である「人口減少対策」の取組をまとめた総合戦略は、総合計画において、施策を超えた分野横断的な「重点施策」と言い換えることができる。現在の第2期総合戦略は、令和4年度で前期基本計画と同じく計画期間を終えるところである。

総合計画の重点施策＝「総合戦略」というイメージ



後期基本計画策定に係る基本的な考え方

総合計画・総合戦略の期間

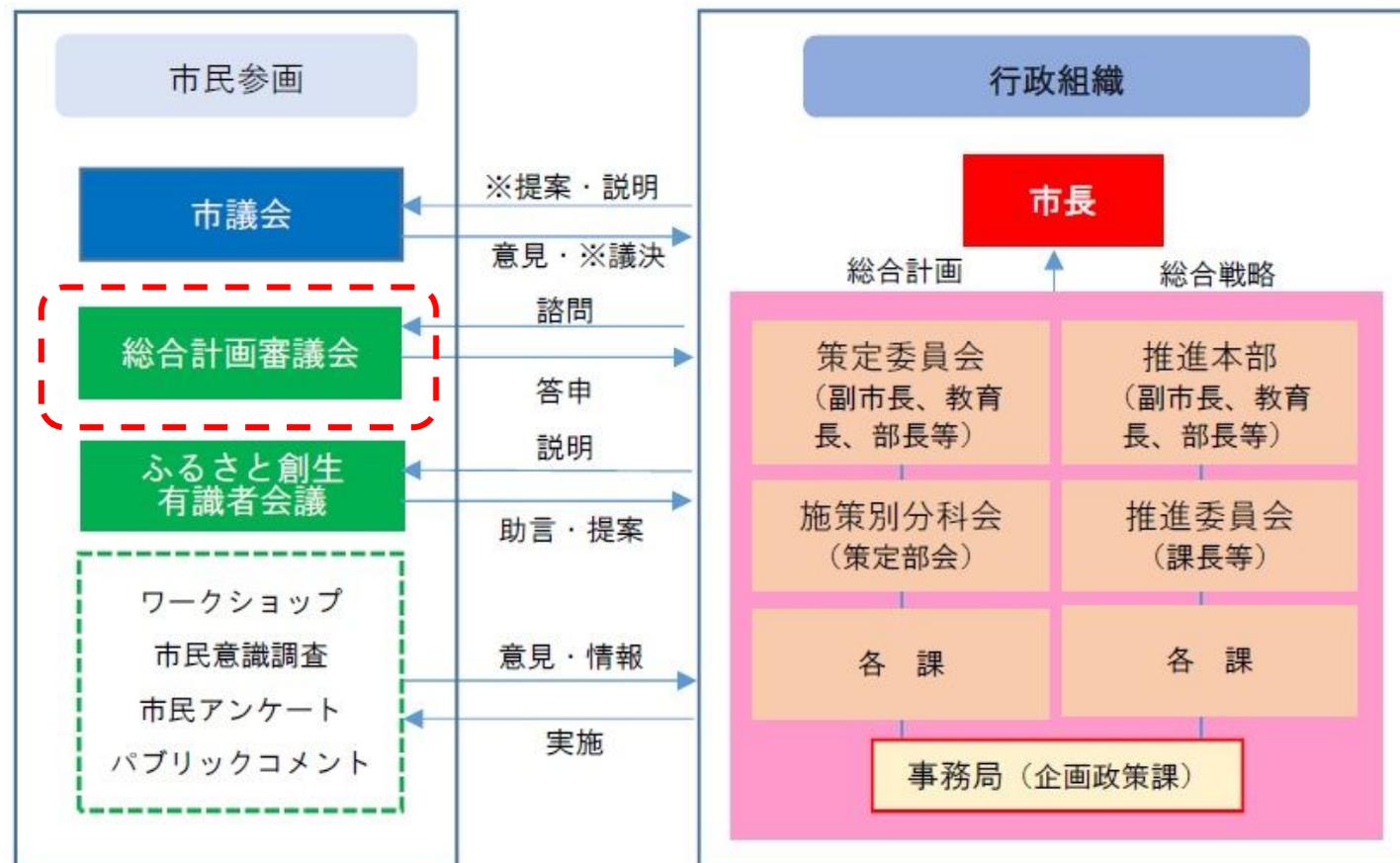
期間は以下のとおり。着色部分が今回の策定部分となる。

	議会の議決	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
総合計画	必要	第一次総合計画 基本構想 (2008～10年間)			第二次総合計画 基本構想 (10年間)									
	不要	後期基本計画 (2013～5年間)		前期基本計画 (2018～5年間)					後期基本計画 (2023～5年間)					
総合戦略	不要	ふるさと創生総合戦略 (2015～5年間)				第2期 (2020～3年間)			第3期 (2023～5年間)					


 統合し一体的に策定

後期基本計画策定に係る基本的な考え方

策定体制



※は総合計画の基本構想のみ必要

本日の内容

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 霧島市総合計画審議会の概要
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議事
 - (1) 第二次総合計画の概要
 - (2) 後期基本計画策定に係る基本的な考え方
 - (3) 策定作業の進捗状況
 - (4) 今後のスケジュール
 - (5) その他
- 7 事務連絡
- 8 閉会

策定作業の進捗状況

市民参画

①市民意識調査

結果は集計中

●期間:5月6日(発送)～5月25日(20日間) ●回答方法:郵送・Web回答

用途	総合計画	総合戦略		
対象	20歳以上の市民	20歳～59歳までの市民	市内の高校・高専・大学に在学する学生等	市内に事務所を持つ地元企業
	7,000人	3,500人	1,300人	500社
目的 (○新規)	<ul style="list-style-type: none"> ●前期基本計画の31個の意識系成果指標(※)の実績値 (=後期基本計画に設定予定の基準値)の把握 ○令和4年に策定予定の個別計画に必要な調査項目の測定 <p>※「～と思う割合」などアンケート等で計測する指標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●結婚・出産を促す施策の資料として活用 ●今後取り組むべきまちづくりのニーズ掘り起し ○国の総合戦略(デジタル・グリーン)の観点に関する意識を調査 	<ul style="list-style-type: none"> ●若年層の流出抑制策の資料として活用 ○国の総合戦略(デジタル)の観点に関する意識を調査 	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用のミスマッチの現状把握 ●雇用促進策の資料として活用 ●学術機関との連携可能性を把握 ○国の総合戦略(デジタル・グリーン)の観点に関する意識を調査

策定作業の進捗状況

市民参画

②ワークショップ

結果は集計中

「霧島市をもっと元気にする」アイデアを募集するワークショップ『KIRISHIMAみらいトーク』を計2回実施。

後期基本計画に掲げるべきまちの課題をテーマに、「必要な取組」「市民や団体など一人一人ができること」のアイデアをまとめ発表した。

●期 間：令和4年5月29日、6月25日実施

●参加者：20～80代の延べ52人



策定作業の進捗状況

市民参画

③青少年議会

結果は集計中

市内の中学・高校・大学生等が市の課題について議論する「青少年議会」の、今年度と過去(直近3年程度)の意見等を参考にする。



④パブリックコメント(11月～12月予定)

これから実施予定

策定作業の進捗状況

施策体系(案)

前期基本計画の後継計画となることから、施策体系は前期基本計画を踏まえつつ、以下の方針に基づき整理する。

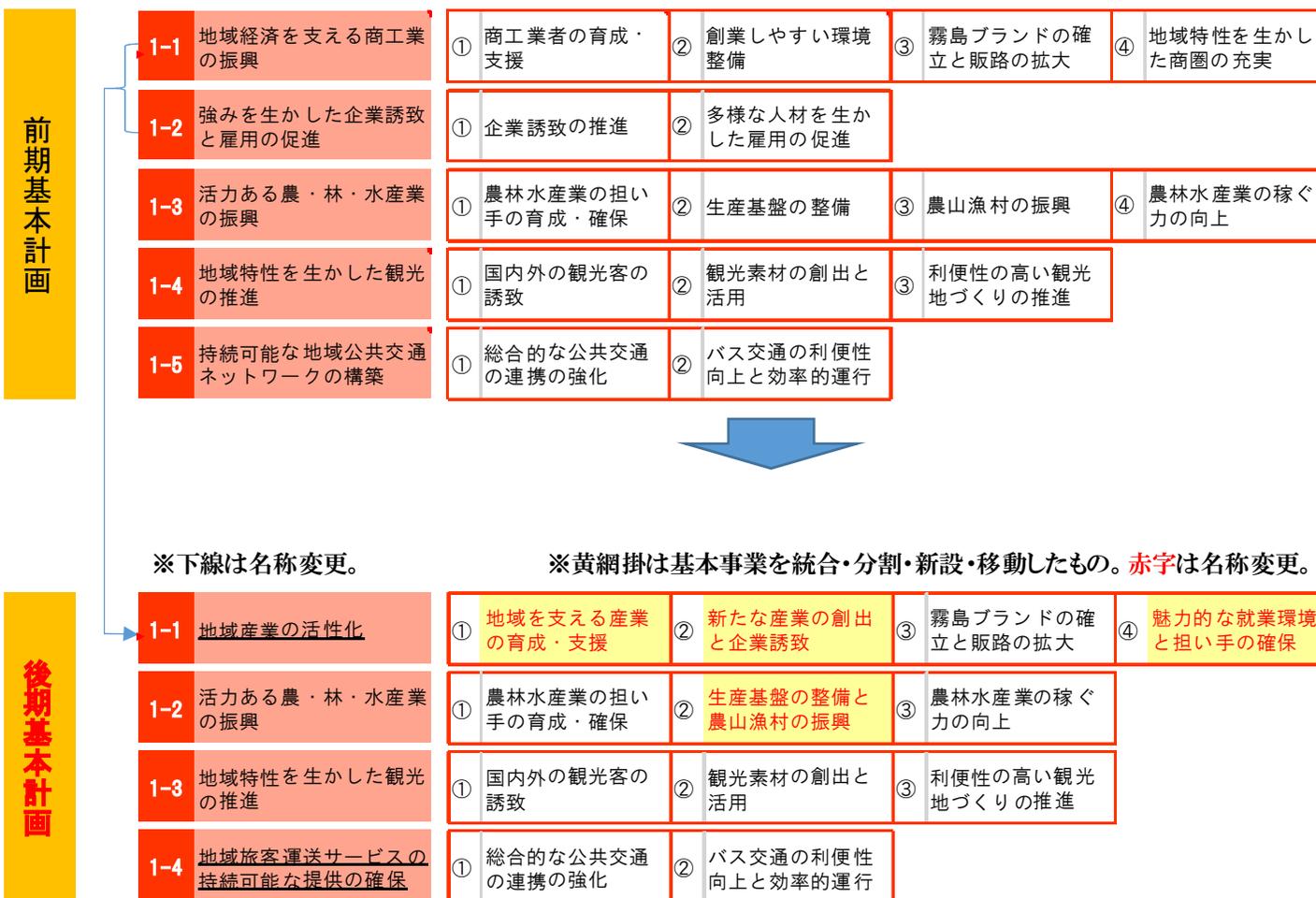
●近年の社会情勢の変化に対応しながら、関連性が高い施策等を一体的に推進するため、統合・整理を進める。



	前期基本計画	後期基本計画
施策	26	20
基本事業	87	68
施策別分科会関係課（延べ）	145	127

策定作業の進捗状況

施策体系(案)



策定作業の進捗状況

施策体系(案)



策定作業の進捗状況

施策体系(案)

前期基本計画

3-1	健康づくりの推進と医療体制の充実	① 安全・安心な医療体制の充実と健康づくり拠点の整備	② 市民の健康意識の向上と健康管理の充実	
3-2	安心して子どもを産み育てられる環境の充実	① 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	② 多様なニーズに応じた子育て環境の充実	③ 子育てに関する負担軽減の推進
3-3	住み慣れた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの推進	① 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりの充実	② 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実	③ 高齢者の居住の安定の確保
3-4	共生社会実現に向けた障がい児(者)の支援	① 障害福祉サービスの提供体制の充実	② 障がい者の自立及び社会参加の促進	③ 障がい児の支援体制の充実
3-5	社会保障制度の円滑な運営	① 生活困窮者等への支援	② 医療保険制度と国民年金制度の円滑な推進	③ 介護保険制度の円滑な運営



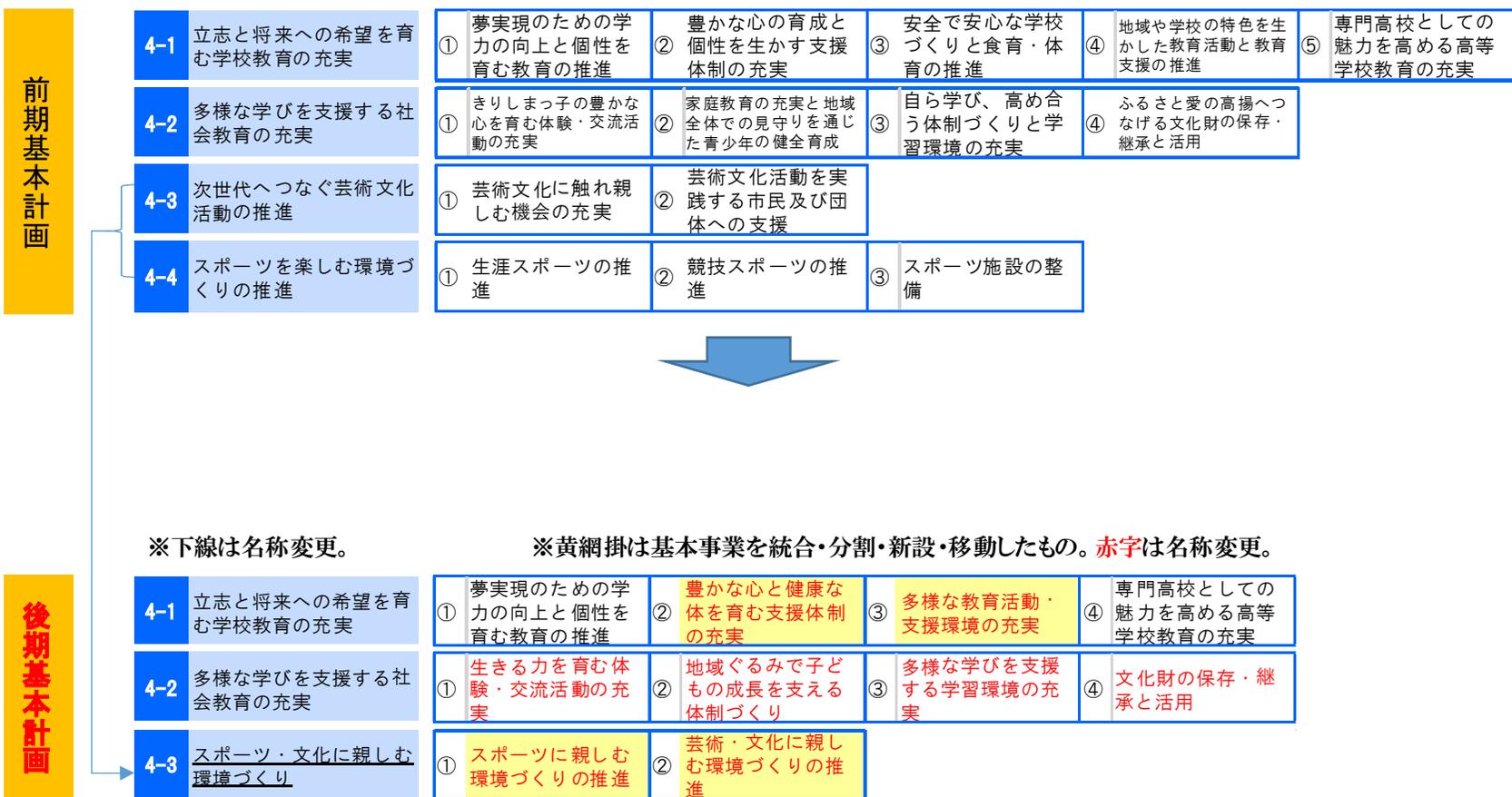
後期基本計画(案)

※下線は名称変更。 ※黄網掛は基本事業を統合・分割・新設・移動したもの。赤字は名称変更。

3-1	健康づくりの推進と医療体制の充実	① 健康づくりの推進と拠点の整備	② 質の高い医療体制の確保	③ 健康危機に備えた感染症等対策の強化
3-2	安心して子どもを産み育てられる環境の充実	① 妊娠期から乳幼児期までの切れ目のない支援の充実	② 多様なニーズに応じた子育て環境の充実	③ 子育てに関する負担軽減の推進
3-3	<u>高齢者が地域で自分らしく暮らし続けられる環境の充実</u>	① 介護予防の推進と高齢者の生きがいづくりの充実	② 高齢者の生活支援サービスの充実	③ 住民参加と互いに支えあう地域福祉の推進
3-4	<u>共生する地域社会の実現</u>	① 障がい者(児)への福祉サービスや支援体制の充実	② 障がい者の自立及び社会参加の促進	③ 生活困窮者等への支援
				④ 出逢いと結婚の支援
				④ 社会保障制度の円滑な運営

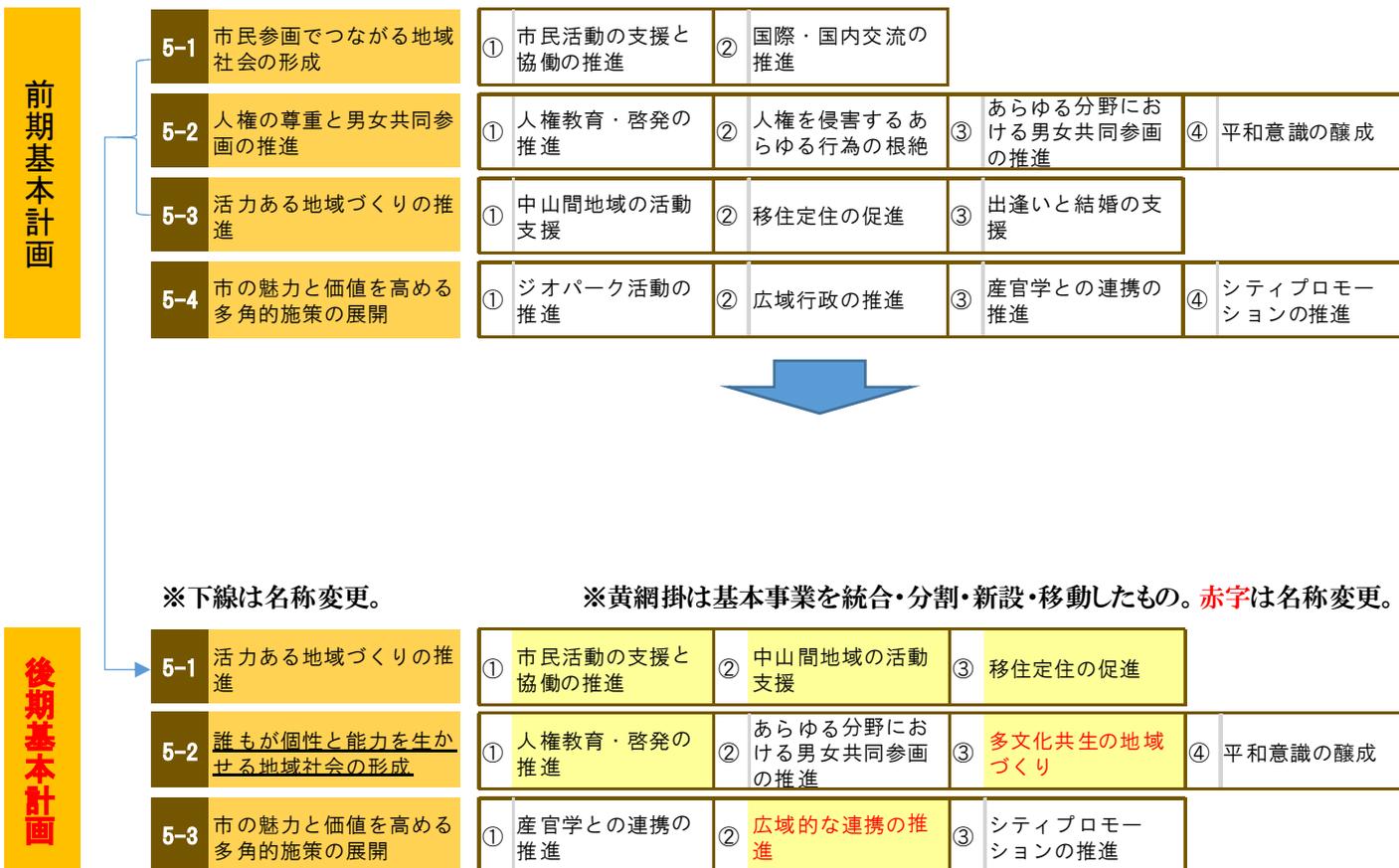
策定作業の進捗状況

施策体系(案)



策定作業の進捗状況

施策体系(案)



策定作業の進捗状況

施策体系(案)

前期基本 計画	6-1	市民の視点に立った行政サービスの提供	① 効率的で適応力に富んだ行政運営と市民サービスの提	② 市職員の人材育成の推進	③ 市民と行政による情報の相互活用	④ 議会運営への支援
	6-2	持続可能な財政運営の推進	① 歳入に見合った予算編成と適正な予算執行	② 適正・公平な課税・収納	③ 市有財産の適切な管理と利活用	



※下線は名称変更。

※黄網掛は基本事業を統合・分割・新設・移動したもの。赤字は名称変更。

後期基本 計画	6-1	市民の視点に立った行政サービスの提供	① デジタル技術を活用した行政サービスの充実	② 市職員の人材育成の推進	③ 市民と行政による情報の相互活用	④ 議会運営への支援
	6-2	<u>持続可能な行政運営の推進</u>	① 効率的で適応力に富んだ行政運営	② 歳入に見合った予算編成と適正な予算執行	③ 適正・公平な課税・収納	④ 市有財産の適切な管理と利活用

本日の内容

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 霧島市総合計画審議会の概要
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 議事
 - (1) 第二次総合計画の概要
 - (2) 後期基本計画策定に係る基本的な考え方
 - (3) 策定作業の進捗状況
 - (4) 今後のスケジュール
 - (5) その他
- 7 事務連絡
- 8 閉会

今後のスケジュール

策定スケジュール(案)

主な作業項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
調査	市民意識調査・市民アンケート		実施	仮報告	報告								
	ワークショップ			1回目	2回目	報告							
	基礎調査(社会経済、国県の動向、市の現況)		調査		納品								
進行管理	前期基本計画の進行管理(分科会)			施策評価		総括(行政経営会議)							
	第2期総合戦略の進行管理			効果検証		総括							
策定作業(分科会)	後期基本計画の施策・成果指標等の調整	施策体系案	作業シート		施策別分科会(施策内容・指標調整)								
	第3期総合戦略の施策・KPI等の調整		施策紐付け		地方創生推進委員会(施策内容・KPI調整)								
部長級会議	総合計画策定委員会&地方創生推進本部会議		2回目		3回目	4回目	5回目	6回目			7回目	8回目	
外部委員会議	総合計画審議会				1回目(7/7)	2回目(8/25)	3回目(10/27)				4回目(2/2)	5回目(3/9)	
	ふるさと創生有識者会議				1回目			2回目			3回目		
その他	パブリックコメント								公開				
	議会対応									報告			報告
	レイアウト・印刷(KER)							中間報告書(第3回審議会用)				業務報告書(完成)	

今後のスケジュール

審議会スケジュール(案)

第2回目 8月25日

- ①市民参画結果報告
- ②前期計画総括報告
- ③施策等検討状況報告

第3回目 10月27日

- ①諮問 計画(素案)審議

第4回目 2月2日

- ①計画(素案)審議

第5回目 3月9日(最終回)

- ①答申